

第9回三木市・吉川町合併協議会

平成16年10月15日(金)

様式第1号(第7条関係)

会 議 録

会議の名称	第9回三木市・吉川町合併協議会		
開催日時	平成16年10月15日(金) 開会 午後1時30分 閉会 午後4時26分		
開催場所	吉川町総合中央活動センター		
議長氏名	加古房夫		
出席者氏名	別紙「出席者名簿」のとおり		
欠席者氏名	別紙「出席者名簿」のとおり		
会議事項	1 議題	2 会議結果	
	別紙のとおり	別紙のとおり	
会議の経過	別紙のとおり		
会議資料	第9回協議会会議資料 1式		
会 議 録 の 確 定			
確定年月日		署名押印	
平成16年11月12日		署名委員 岡 田 保 印 大 西 俊 昭 印	

第9回三木市・吉川町合併協議会出席者名簿

区 分	団 体 名	氏 名	出席
1号委員	三木市	加 古 房 夫	
	吉川町	岩 波 勉	
2号委員	三木市	森 本 吉 治	
	吉川町	永 塩 崇	
3号委員	三木市	西 垣 秀 美	
	吉川町	田 中 修 身	
4号委員	三木市	井 川 隆 雄	
		和 泉 藤 枝	
		岡 田 保	
		小 河 壯 太	
		中 井 昭 八 郎	
		西 田 博 之	
		西 本 凱 昭	
		宮 脇 史 郎	欠
		安 福 恵 子	
	吉川町	大 西 俊 昭	
		大 前 政 博	
		亀 井 美 鈴	
		高 橋 早 弓	
		中 久 保 通 彦	
		西 原 雅 晴	
		西 山 利 幸	
		藤 田 芳 明	
	吉 田 ・ 規		
	共 通（県民局長代理）	櫛 笥 享 夫	
顧 問	共 通	鷲 尾 弘 志	

三木市・吉川町合併協議会幹事会等出席者名簿

区分	団体名	氏名	出席
幹事	三木市	澤田 頼 男	
		井本 智 勢 子	欠
		網谷 喜 明	
		告野 衛 治	
		小山 久 男	
		小西 利 隆	
	吉川町	香下 利 忠	
		長谷川 義 雄	
		岸本 良 仁	
		小俵 健	
上北 隆 昭			
住民生活部会長	三木市市民生活部長	西台 利 正	
交通・防犯・環境分科会長	三木市生活安全課長	西岡 伸 泰	
交通・防犯・環境分科会副分科会長	住民生活課長	吉本 孝 好	
建設部会長	三木市建設部長	中井 達 實	
都市計画分科会長	三木市都市整備課長	中村 忠 史	
都市計画分科会副分科会長	吉川町地域振興課長	衣笠 美 好	
	吉川町住民生活課	今村 賢 則	
健康福祉部会長	三木市健康福祉部長	清水 静 夫	
企画・総務部会	三木市秘書課長	井上 彰	
福祉分科会長	三木市福祉課長	井上 要 二	
	三木市福祉課特命主幹	藤本 昭 博	
健康福祉部副部会長	吉川町健康福祉課長	大垣 早 苗	
	吉川町健康福祉課参事	尾崎 正	
	吉川町健康福祉課	谷本 貴 代 美	
子育て分科会長	三木市子育て支援室長	椿原 博 和	
	三木市別所保育所長	末 広 幸 子	

健康分科会長	三木市健康課長	烏田成典	
国保介護分科会	三木市国保介護課長	近藤真三	
	三木市議会事務局長	生田俊博	
	吉川町議会事務局長	森本幸三	
	三木市選挙管理委員会書記長	藤田剛	
	吉川町教育委員会教育総務課長	藤本幸作	
	三木市財政課長	大西浩志	
企画分科会	三木市企画政策課長	藤原良一	

三木市・吉川町合併協議会事務局出席者名簿

区分	団体名	氏名	出席
事務局	局長	小谷政行	
	次長兼 総務係長	藤田均	
	計画係長	梨原正純	
	調整係長	廣岡喜人	
	調整係主任	山本佳史	
	総務係主任	廣井愛邦	
	計画係主任	岩崎英也	

第9回三木市・吉川町合併協議会結果概要

と き 平成16年10月15日(金) 13:30~

ところ 吉川町総合中央活動センター 研修館 講習室

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 会議録署名委員の指名 岡田保委員(三木市) 大西俊昭委員(吉川町)

4 議 事

(1) 協議事項

協議第 37 号	新市建設計画について(継続)	承認
協議第 43 号	各種事務事業(国際交流事業)の取扱いについて	承認
協議第 44 号	各種事務事業(障害者福祉事業)の取扱いについて	承認
協議第 45 号	各種事務事業(児童福祉事業)の取扱いについて	承認
協議第 46 号	各種事務事業(健康づくり事業)の取扱いについて	承認
協議第 47 号	各種事務事業(都市計画関係事業)の取扱いについて	承認
協議第 48 号	合併の期日について	承認

(2) 提案事項

提案第 49 号	市町の慣行の取扱いについて
提案第 50 号	各種事務事業(広聴広報関係事業)の取扱いについて
提案第 51 号	各種事務事業(交通関係事業)の取扱いについて
提案第 52 号	各種事務事業(高齢者福祉事業)の取扱いについて
提案第 53 号	各種事務事業(その他各種福祉制度)の取扱いについて

5 その他

第10回三木市・吉川町合併協議会の日程について

日 時 11月8日(月) 午後1時30分より
会 場 吉川町総合中央活動センター 研修館 講習室

第11回三木市・吉川町合併協議会の日程について

日 時 11月25日(木) 午後1時30分より
会 場 三木市役所 5階 大会議室

第12回三木市・吉川町合併協議会の日程について

日 時 12月22日(水) 午後1時30分より
会 場 吉川町総合中央活動センター 研修館 講習室

6 閉 会

<p>小谷事務局長</p>	<p>開会 午後 1 時30分</p> <p>失礼いたします。定刻になりましたので、これより第 9 回目の三木市・吉川町合併協議会を開かせていただきたいと思います。</p> <p>開会に当たりまして、加古会長よりごあいさつを申し上げます。</p>
<p>加古会長</p>	<p>皆さんこんにちは。本当に本日はさわやかな好天気恵まれましたわけですが、ことしは台風がたくさん日本を襲い、またここ三木・吉川につきましてもたくさんの台風があったわけでございます。特に16号、18号では、強い風によって大変な被害も受けておられるんじゃないだろうか、こういう思いもいたしております。特に農産物、山田錦を初めあらゆる面に被害があったことは申し上げるまでもないところでございます。また21号台風では、雨が非常に多くてまたひとつ心配したこともあるわけですが、おかげで大きな被害はなかったと思うところでございますが、被害を受けられた方々のお見舞いも申し上げるところでございます。</p> <p>そうした本日第 9 回の三木市・吉川町合併協議会を開催させていただきましたところ、委員の皆様方には大変お忙しい中お繰り合わせご出席を賜り、本当にありがとうございます。今日まで 8 回を数えました協議会につきましては適切なご決定を賜りまして、本当にありがたく感謝申し上げるわけでございます。</p> <p>本日の第 9 回の協議につきましても、第 8 回でご提案を申し上げております議案についてご審議をいただくわけでございます。慎重ご審議の上、適切なるご決定を賜りますことをお願い申し上げ、一言お礼のあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございます。</p>
<p>小谷事務局長</p>	<p>それでは、早速ではございますけども、会議の進行につきまして議長の方より進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。</p>
<p>加古議長</p>	<p>それでは、規約に基づきまして会議の進行を務めさせていただきますので、よろしくご協力をお願い申し上げます。</p>

小谷事務局長

本日の会議の出席委員につきましては、お見かけするところ宮脇委員がご欠席のようございまして、24名の出席とこういうことでございますので、よろしくご了承のほどお願い申し上げます。

では、ただいまより第9回三木市・吉川町合併協議会を開会いたします。

議事に入ります前に、会議次第3、会議録署名委員の指名をさせていただきます。今回の会議録署名委員につきましては、三木市の岡田保委員、吉川町の大西俊昭委員を指名させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速でございますが、協議事項に入らせていただきます。

まず、協議第37号の新市建設計画についての協議をお願いいたします。

それでは協議第37号、継続議案でございますが、提案追加しておりますものがございますので、事務局から説明を願います。

それでは、協議第37号についてご説明をさせていただきたいと思っております。

資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

協議第37号 新市建設計画「新市まちづくり計画」については、別添のとおりとするをいたしてございます。この新市建設計画につきましては、第6回目の協議会で提案をさせていただきます。次回の第7回目の協議会におきましてそれぞれ協議を賜ったところでございますけれども、その際もまだ財政計画が作成中ということで未稿となっております。とりあえず継続協議ということにさせていただいておりましたが、このたび財政計画が県との調整もほぼ終えまして、まとめることができましたので、その内容についてご説明をさせていただきたいと思っております。

なお、この財政計画の説明につきましては、三木市の財政課長よりさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

大西財政課長

失礼いたします。三木市財政課長、大西でございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、協議を続けておりました財政計画、県との協議も整っております。ご説明を申し上げたいと存じます。

2ページの方、ごらんいただきたいと思います。

第7章 財政計画でございます。この後、計画期間につきまして は合併後10年間、平成17年度から平成26年度までといたしております。策定の前提条件といたしましては、平成16年度の決算見込み額及び現在の財政制度等を基準とし、普通会計、一般財源ベースで作成しております。本計画は、合併後の新市において健全な財政運営が堅持できるかどうかを判断するための財政シミュレーションでございます。いわゆる財政の予測分析に当たります。

また、現在の制度を基本として策定いたしておりますので、今後の経済情勢や財政制度等の変化により変動することがあるという前提でございます。さらにその時々々の社会経済情勢を勘案しつつ、単年度ごと個々の事務事業を積み上げて算出し、収支均衡なることを基本とする、予算とは本計画は異なるものであるという前提でございます。

次に、財政計画における歳入歳出の各費目の説明でございます。

まず、歳入でございます。

(1) 地方税、これにつきましては市民、企業等から納めていただく税金でございます。

(2) 地方交付税、これにつきましては国税の法定簿税分を原資に、国が一定の基準に基づきまして各地方公共団体ごとに標準的な必要額と標準的な収入額を見積もりまして、その不足額を交付税として各公共団体に交付するといったものでございます。

(3) その他の収入でございます。

地方譲与税、地方譲与税2つございます。地方道路譲与税と自動車重量譲与税でございます。これも国税でございまして、市道の

面積や延長を基準といたしまして、各地方公共団体に譲与されるものでございます。

の利子割交付金、これも県が課税いたします、20パーを課税いたしまして、国が15%、県が2%、市が3%といった割合で、市町村の個人住民税を基準に各課へ交付されるものでございます。

次に、ゴルフ場利用税交付金でございます。これも県が課税いたします。利用税の70%を所在市町村に交付するものでございます。

地方消費税交付金でございます。これにつきましては、消費税5%の5分の1、いわゆる1%でございますが、それを地方消費税収入額の2分の1ずつ、県が0.5%、市が0.5%という割合で交付されるものでございます。この交付基準につきましても、国勢調査人口並びに事業所統計、従業員者数などを基準に市町に交付されるものでございます。

3ページに移ります。

自動車取得税交付金でございます。これも県が課税しました税額の95%の7割、その基準で各市町の市道の面積や延長を基準に交付されるものでございます。

地方特例交付金、これにつきましては国が行います恒久減税に伴いまして、各市町村に影響額が出ます。その減税分の4分の3につきまして、市町村に基準として交付されるものでございます。

交通安全対策特別交付金でございます。この原資は交通反則金が原資となっておりまして、道路の交通安全施設の設置等に必要な経費として、市町の人口集中地区人口、また事故発生件数、道路延長等を基準に国が市町村に交付するものでございます。

分担金・負担金でございます。特定の事業の経費に充てるために、受益者から一定の基準でいただく費用でございます。保育料であるとか、土地改良事業に伴う受益者負担金などがこれに当たります。

使用料及び手数料でございます。行政財産や公の施設の使用・

利用の対価として、使用されました方また利用されました方に支払っていただくものでございます。主なものといたしましては、体育館の使用であるとか、市営住宅の家賃といったようなものでございます。手数料につきましては、特定の者に提供する役務に対してその対価として手数料を支払っていただくというものでございます。主なものといたしましては、戸籍や住民票の発行手数料等がございます。

国・県支出金でございます。地方公共団体が行う事業に対しまして、国及び県が一定の基準、いわゆる補助率といったようなもので交付される収入でございます。

次に、でございます、財産収入。地方公共団体が所有します財産を貸し付けたり、また売り払いしたときに生じる現金収入のことでございます。主なものといたしましては、基金の利子、不動産売り払い収入などでございます。

繰入金でございます。他の特別会計や基金などから、一般会計へ資金を繰り入れる収入のことを申します。

でございます、諸収入でございます。 から 、上記に該当しない歳入のことでございまして、主なものといたしましては延滞金、加算金などがございます。

次に でございます、地方債。特定の建設事業に充てるために借り入れる借入金のことでございます。国で言う建設国債がこれに当たります。例外といたしまして、地方税の減税分を補う、4ページに移ります。減税補てん債、交付税財源の不足分を補う臨時財政対策債などが、例外的な赤字地方債的なものとなっております。

次に3、歳出でございます。

歳出につきましては、性質別経費に分類をさせていただいております。経済的性質を基準として分類したものでございます。

(1) 人件費でございます。職員・特別職の給与・共済費、議員・委員の報酬等がこれに当たります。

(2) 扶助費でございます。社会保障制度の一環といたしまして、各法令や条例に基づきまして被扶助者に対し支出する経費でございます。生活保護費などがこれに当たります。

(3) 公債費でございます。建設事業等のために借り入れた借金の返済金のことでございます。

(4) 投資的経費でございます。いわゆる投資的事業のことございまして、道路をつくったり、公共施設を建設するための費用のことでございます。

(5) その他でございます。

その他の 物件費でございます。賃金、これはアルバイト職員等の賃金、職員の旅費、市長・議長の交際費。需用費といたしましては、いわゆる光熱水費とか燃料費がこれに当たります。役務費につきましても、通信・運搬費、また手数料等がこれに当たります。備品購入費、いわゆる事務備品等の購入でございます。委託料につきましても公共施設等の設備点検の委託、また建設費用なんかの設計料の委託料がこれに当たります。賃借料につきましても、土地、建物等の借上料等がこれに当たります。

補助費等でございます。各種団体等に対する負担金補助また奨励金、それと賠償金などがこれに当たります。

積立金でございます。特定目的のために設けられました基金への積み立てに要する経費でございます。ちなみに財政調整基金、減債基金、福祉基金などに積み立てる費用がこれに当たります。

繰出金でございます。一般会計から他の特別会計へ資金を繰り出すための費目でございます。

その他の支出。内訳といたしましては維持・補修費、これにつきましては庁舎、公民館等公共施設などの維持修繕・補修に使われる費用のことでございます。

投資・出資金・貸付金でございますが、投資につきましても、市町が現金を運用し、利子収入を得るために投資するための費目でご

ざいます。出資金につきましては、病院等の公営企業会計への出資等に充てられる費用でございます。貸付金につきましては、各種団体また市民個人に向けての貸し付けに充てられる費用でございます。主なものとしたしましては、中小企業振興資金融資、また水洗便所等改造資金融資貸付金などがこれに当たります。

以上で、財政計画の費目の説明を終わらせていただきまして、次、5ページの方をごらんいただきたいと思えます。

5ページが新市の財政計画でございます。平成17年度から合併後10年間、平成26年度までの財政計画となっております。一番下の欄、ごらんいただきたいと存じます。

歳入歳出差引額が上がっております。これがいわゆる赤字でございます。単年度ごとの収支不足額が上がっております。平成17年度では単年度14億5,300万円の資金不足が見込まれております。この資金不足が平成25年、9年間続きます。この不足分につきましては、基金の取り崩しをもって財源不足に充てるという取り扱いとなります。ただ、合併後10年後、平成26年には黒字に転じるといったような財政分析となっております。

この計画策定までの手順につきましては、別紙お手元に配付いたしております新市まちづくり計画、財政計画検討資料の方でご説明申し上げたいと存じます。

1ページをごらんいただきたいと存じます。別紙、新市まちづくり計画、財政計画検討資料でございます。資料の一番後ろの方に添付されているようでございます。申しわけございません。

それでは、1ページ、ごらんいただきたいと存じます。よろしいでしょうか。失礼いたしました。それでは、1ページ、ごらんいただきたいと存じます。

まず、財政計画作成の基本条件でございます。(1)から(3)につきましては、先ほどご説明申し上げましたので省略させていただきます。

(4)の作成の範囲でございます。財政計画の作成の範囲につきましては、自治体の財政状況を比較するために、通常用いられます普通会計ベース、総務省などが行っております決算統計の同じ範囲で作成いたしております。また、国庫補助金、起債等いわゆる特定財源を省きました一般財源ベースで、計画の方を策定させていただきます。では、一般財源、事業費ベースというのはどういうものかということでございますが、2ページの方、ごらんいただきたいと思っております。

2ページの上の方に具体例を挙げさせていただいております。例えば事業費が200万円の道路改良事業を行うことを想定いたしております。補助率が2分の1、いわゆる国庫補助率が2分の1で、起債の充当率が50%、地方負担額の50%の事業を想定いたしております。

まず歳入の科目では、国庫補助金として補助率が2分の1ですので100万円といった計数が上がってまいります。起債の項目の欄には地方負担額、いわゆる200万円の事業費から補助金100万円を引きますと残り100万円、これが地方負担額でございます。それに起債の充当率50%を掛け合わせますと、起債の歳入額が50万円。事業費200万円から国庫補助金、起債を差し引きますと残りが一般財源50万円といったことでございます。歳入の欄には3つの費目があります。

一方歳出では、投資的経費に200万円といった数字が上がりました、収支が整うといったのが事業費ベースでございます。

今回の計画につきましては、隣の一般財源ベースで策定をさせていただいております。いわゆる200万円の事業費をやるのに必要な一般財源は幾らか、50万円と。歳入につきましては、一般財源で50万円が上がりますし、歳出の投資的経費には50万円が計上されるといった形の一般財源ベースの財政計画とさせていただいております。

2ページ、3ページ、これは先ほどご説明申し上げました各歳

入・歳出費目の説明ですので、省略をさせていただきます。

4ページの方、ごらんいただきたいと存じます。

(6) 財政計画の構成、いわゆる策定の手順を記載させていただいております。

まず、でございます。三木市と吉川町が合併しなかった場合の10年間の財政計画を、個別にまず策定いたしました。それを単純に足し合わせた表が、4ページの下の方となっております。両市町単純合計でございます。これにつきましても一番下の欄、歳入歳出差引額を見ていただきます。平成17年度から平成26年度までのいわゆる赤字財政不足額が、トータルで103億5,700万円となっております。いわゆる10年間の財源不足額のトータルでございます。

次に、5ページの方をごらんいただきたいと思っております。

では、合併したことによってどうなるのかということでございます。のところでは、合併に伴う財政効果について、いわゆる合併することによりまして削減される経費、増加する経費、国等からの財政支援効果。

また では、新市のまちづくり事業に係る経費を想定しております。そういった合併に伴う財政効果、また新市まちづくり事業に係る経費を想定いたしましたのが、真ん中に上がっております合併影響額というところでまとめさせていただきます。

話前後しますが、6ページの表、上の表を見ていただきたいと思っております。で申し上げました新市のまちづくり事業に係る経費、いわゆる合併特例債を充当しております、想定しております主な事業について11事業上げさせていただいております。

まず、上からでございます。消防・防災拠点整備事業といたしまして、消防庁舎また防災センター等の整備を想定しております。

次に、情報通信基盤整備事業でございます。新市全域におけるケーブルテレビ等の拡大整備を想定しております。

次に、吉川地域拠点整備事業でございます。吉川支所を中心とし

た、地域の核となるような拠点施設の周辺整備事業の整備を想定しております。

次に、主要幹線道路整備事業でございます。三木市と吉川町の中心部をアクセスするようなアクセス道路の整備を想定しております。

埋立処分場建設事業につきましては、第2期の埋立処分場整備を想定しております。

次に、廃棄物処理対策事業でございますが、ごみ等の廃棄物処理施設の処理場の充実拡大整備を想定いたしております。

公園整備事業につきましては、新市のシンボリック事業となるような新しい公園の整備、また吉川総合公園整備などを想定いたしております。

次に、市民活動交流支援センター整備事業につきましては、市民活動、ボランティア団体等の活動拠点の整備を想定いたしております。

公共交通整備事業につきましては、吉川町並びに新市全域をアクセスするコミュニティバス等の運行、整備等を想定しております。

次に、斎場建設整備事業でございます。老朽化いたしております斎場の新施設の建設を想定いたしております。

また、その他事業といたしましては、道路整備、公営住宅整備、公共施設改築工事等を想定いたしております。

今、ご説明申し上げました11の整備事業につきましては、事業費ベースで約100億円、合併特例債の発行を約85億円程度見込んだ事業想定となっております。

ページ、元へ戻っていただきます。5ページをお願いしたいと思います。

今、ご説明申し上げました事業費ベースで100億円、合特債85億円等の事業を想定して、また合併に伴う削減される経費、増加する経費等を影響額等を勘案した表が、この合併影響額の試算表となっております。

一番下、歳入歳出差引額の欄を見ていただきたいと思います。合併の効果額といたしましては、10年間で合計欄44億3,400万円の合併効果を見込んでおります。

まず、歳入の地方税の効果額でございますが、法人市民税の法人税割、超過課税税率の引き上げ分、現在吉川町12.3%でございますが、新市におきましては14.7%でございます。その効果額として、10年間で4,500万円を見込んでおります。

地方交付税は、10年間で34億200万円の効果額でございます。この内訳といたしましては、普通交付税の合併補正による増額、また合併特例債の元利償還の参入分でございます。

歳入でトータルいたしまして、10年間の効果額が34億4,700万円と見込んでおります。

一方、歳出の方でございます。まず人件費でございます。一般職、特別職、議会議員のいわゆる人員削減分による効果額といたしまして、人件費として10年間で17億2,300万円の減を見込んでおります。

扶助費につきましては、現在県負担であります吉川町分の社会福祉経費、生活保護費等の社会福祉経費につきましては、新市においては新市の方で事務委譲されますので、その社会保障費等の係る経費として増額分を見込んでおります。10年間で9,400万円。

次、公債費でございます。公債費につきましては、合併特例債に係る元利償還金分でございます。これにつきましては、経費は公債費として10年間で16億8,100万円ふえますが、先ほど申し上げましたように、交付税の方でその増額分を見込んでおるといったことでございます。

次に、投資的経費につきましては、10年間で7億5,800万円の減額を見込んでおります。これにつきましては、一般事業として想定しておりました事業を特例債事業に振りかえております。事業費ベースではふえますが、特例債に振りかわることによりまして一般財源ベースでは削減できる、合併の影響額が出るといったことでござ

	<p>います。</p> <p>次に、物件費でございます。10年間で7億5,500万円の削減を見込んでおります。これにつきましては、両市町の電算事務の統一による削減、また吉川町のごみ焼却場の休止、また吉川庁舎の用途変更に伴う物件費の削減分でございます。</p> <p>次に、積立金でございます。積立金につきましては、合併特例債を充てる合併市町振興基金の造成に係る経費でございます。3億3,800万円の経費増を見込んでおります。</p> <p>歳出合計でございます。10年間での削減額は9億8,700万円と見積もっております。歳入歳出合わせまして、合併の影響額といたしましては44億3,400万円となっております。</p> <p>4ページの方で単純合計をいたしております。その額から今申し上げました合併影響額44億3,400万円を差し引きますと、6ページの下欄、新市の財政計画となっております。これにつきましても、歳入歳出差引額欄見ていただきますと、平成25年度までは資金不足が続いておりますが、財政調整基金等の基金の取り崩しをしながら、平成26年度には黒字に転じるという財政状況でございます。合併影響額を差し引いた関係で、10年間の新市の財源不足額は59億2,300万円というふうになっております。</p> <p>以上で、ざっとの説明でございますが、財政計画の説明とさせていただきます。</p>
加古議長	<p>ただいま協議第37号につきまして、説明が終わったわけでございます。ご質問なりご意見を承りたいと存じます。ございます方はご発言を願います。</p>
小河委員	<p>はい、どうぞ。</p> <p>三木の小河でございます。</p> <p>合併特例債ということについて、今の別添資料の一番終わりの方に書いてありまして、今説明があったんですけども。我々新聞紙上で聞くところによりますと、今回の全国的な市町村合併の中で、合</p>

<p>加古議長 大西財政課長</p> <p>小河委員 大西財政課長 小河委員 加古議長 西本委員</p>	<p>併特例債というのがいい部分というか、あめとむちで言いますとあめの部分で、地方交付税の削減というのがむちの方だというふうに聞いているんですが。</p> <p>先ほどの説明で合併特例債85億円ですか。それで、一方これを使って建設計画における主な事業ということで、100億円ぐらいを考えているというふうにご説明がありまして。ここを読みますと、事業費の5%は新市の一般財源で賄いということは、5億円ぐらいを新市の一般財源で賄って、95%の30%、28.5%ですか。この28億円ぐらいを新市が借金の返済としていかなければいけないということは、全体の額からそれだけ引いた残りの額というのはどういふうになるのかという。50億円か60億円ぐらいの金額は、これは新市としては返済をする、返済をした何かわからなかった必要はないのかどうか。それが、つまりあめの部分かなという、そういう解釈でいいのかどうか、ちょっと教えていただきたいと思います。</p> <p>はい、どうぞ。</p> <p>事業費の5%は、その事業を実施した年に事業費の5%が必要でございます。今、ご発言ございましたように、残り元利償還いわゆるしていくわけございまして、そのうち70%が交付税参入されるということでございますので、28%の残りについては、いわゆる歳入の欄の地方交付税の中で交付税として国から支援を受けて、新市建設事業が進んでいくといったふうな負担割合になると考えております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>つまり国が負担してくれるという、そういう解釈ですか。</p> <p>はい、そういう解釈でございます。</p> <p>はい、わかりました。</p> <p>はい、どうぞ。</p> <p>三木の西本です。</p> <p>新市の財政計画について、全般的なこと説明あったんですが、再</p>
--	---

<p>大西財政課長</p>	<p>びご質問、お尋ねしたいと思います。</p> <p>まず、5ページの資料によりますと、歳入歳出ということで17年度から26年度のうち25年度までについては、すべて赤字額は減るとはいえ非常に歳入歳出ということで、大幅な赤字を9年間余儀なくされると。その中において人件費等については抑制されるんですが、扶助費それから公債費というようなことで、非常にその運営使途については合併による特例債によって非常に新市として新しい事業化できるというメリット、今の質問の関連ですけれどもあるということですが。</p> <p>非常に合併後の10年間というこのうち9年間については、苦しい財政運営が強いられると。そのための基金崩しというようなことの説明があったわけですが、その辺についても非常に苦しいんじゃないだろうかと思っておりますが、再度その内容についてお尋ねしたいと思います。</p> <p>基金残高のご質問でございます。平成17年度末見込みでございますが、三木市、吉川町基金合計残高は約82億円というふうに見積もっております。それを単年度の17年度から資金不足について補てんしていくわけですが、赤字が平成25年度まで続きます。順次取り崩していきまして、25年度末の基金残高を約39億円程度でおさまる、残高が39億円でとまると。26年度からは黒字に転じますので、その剰余金についてはその基金の方へ積み増ししていくといったような財政計画となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>西山委員</p>	<p>1点確認をさせてもらいたい。私がちょっと聞き逃しているかもしれない。地方税が毎年500万円ずつの増ということ。これは税制が三木に合わすためにふえると言われたんでしょうか。これ吉川分だけがふえるという意味かなと思っております。</p> <p>この財政計画に地方税の伸びというんですか。私たちが一番期待をするのは、景気がこれは一番安全策を見たわけでしょうが、もう</p>

大西財政課長	<p>少し伸びないかなという夢の部分はこの辺の数字であらわせなかったかな。非常におかたい数字しか出ていないというので、やっぱり夢のある合併を望んでおります。この辺のところに、数字に反映されていないというのは非常に私は寂しい思いがいたします。これが1点。</p> <p>それと、もう少し夢のある数字をここで望みたいというのと、人件費に関しまして、順次マイナスが出ております。これ最終的には数字でもって、現職員数あるいは議員数の削減を恐らくシミュレーションされていると思います。申し上げにくいことかもしれませんが、平成26年時点で一体何人ぐらいの職員さん、あるいは議会の定数の削減というものを計画されているのか、いないのか。でないとこういう数字は出てこないと思います。まず、職員数は何人という数と、議会の定数の削減がこの中に盛り込まれているのかいないかということを、確認をさせていただきたい。これを見ますと、私はゴーン方式、日産方式の、全く事業計画のような気がしてならないので。日産もよくなったんですが、やはりリストラでよくなっているといううわさを聞いておまして、それじゃなくして夢のある税収の増という部分。</p> <p>それから、職員数が減っていくのはこれも致し方ないかなと思いますが、合併後私は事業がかなりふえていくんじゃないかなと。そのふえていく事業量と職員を減らさなければつり合っていないという、その辺に一抹の不安を感じております。その辺のお答えをお願いできたら幸いです。</p> <p>まず、地方税の効果額4,500万円の件でございますが、これは吉川町、現在法人市民税の法人税割、超過課税率が12.3%でございます。新市になりますと事務調整で14.7というご結論をいただいておりますので、それに伴う増加額というふうな想定でございます。</p> <p>また、地方税の伸びにつきましては、これまでこの財政計画策定まで県との協議をしております。その中で、税については16年度決</p>
--------	---

算ベースをもとに、伸び率を見込まずに策定しなさいといったような設定条件がございました。その理由といたしましては、やはり厳しい財政計画で試算しなさいと。合特債についても枠につきましては151億円まで借り入れる限度額はございますが、85億円にとどめておるといのは、いわゆる後年度の交付税参入7割ございますが、3割分ございません。そういった3割分が即公債比率とか、起債制限比率にはね返ってまいりますので、枠限度いっぱいまでに充当する必要はないというふうな指導に基づきまして、今85といったような数字で抑えております。

また一方、人件費の方でございます。人件費の10年間の効果額17億2,300万円の内訳でございますが、財政計画上職員を10年間で90人削減するという設定のもとで試算をしております。合併時にはいわゆる普通会計ベースの職員数ですが、719人でございます。これを平成26年度までに90人減らす、629人に抑えるという90人の一般職員の削減分が内訳としてございます。

また、特別職の削減分につきましては、町長さん、助役さん、教育長さん3名分の人件費の削減というふうに見込んでおります。

また、議員報酬につきましては、あくまで財政計画での話でございますが、26名分の議員報酬ということで、財政計画は立てさせていただいております。

以上でございます。

今、財政課長の方から事細かい説明をさせて、お答えをさせていただきました。しかしおっしゃいますように、地方税の将来の見通しということになりますと、これは経済の動向もございますし、また今三木市でも開発をいたしております湖上公園の進出企業の現状によって、当然変化はあるわけでございます。

しかし、今この財政計画を立てるに当たっての原則論としては、現在の平成16年度の予算算定ベースを基準にやっておるといことでございますので、初めにもちょっとお断りがございましたけれど

澤田幹事長

<p>大前委員</p>	<p>も、今後の予算編成にこれが直ちに当てはまっていくというものではない。今言いましたように景気の動向、また進出企業の現状によっては、もっともっと伸びていく可能性は十分あり得るものということを考えておりますので、つけ加えておきます。</p> <p>それから人件費の関係でございますが、一般の民間企業でございますと合併をいたしますとリストラというふうな手法をもって合理化を図っていく。人件費につきましては、会社と一定の制度に基づいた強制的な方法もあるわけでありますが、職員の場合はそういうことは地方公務員法によって保証されているという面もございます。したがって、三木市におきましても現在非常に厳しい定数の適正化ということに取り組んでおりますけれども、やはりその定年制を踏まえた実数をきちっと将来に見込んでいくというような形の中で、できるだけ適正な人員を確保しながら、でも定数についてはおとしていかないことには今からの財政運営は非常に厳しくなっていくということでございます。</p> <p>したがって、その限られた中で90名というものは言いましたけれども、これ絶対数ということではございません。もちろん採用の関係もございますので。しかし、大方の見込みとしてはそれを目標にして、事業の内容には今から重点的に取り組まなければならない文言もございますし、もう既に目的を達成した事業部門については削減をしていくというふうな形で、厳密にそれを査定をしながらできるだけ少ない人員で対応していくと。こういう考え方でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>吉川町の大前です。</p> <p>扶助費、5ページの上から6行目ですか、扶助費。平成17年度は400万円、それから平成18年度から1,000万円ですかね。こういう形なんです。平成26年度まで1,000万円という形になっていると思うんですが。やはり財政厳しい中で、だんだんその扶助費が削られ</p>
-------------	--

<p>大西財政課長</p> <p>大前委員</p> <p>高橋委員</p>	<p>ていくというのは本来かもわかりませんが、やはり社会保障制度の一環として、新市になりました三木市を福祉にあつい市だということの望みを持たせていただきたいと思います。</p> <p>ということで、ずっと1,000万円で移行していくんですが、逆に年々100万円の財形いただくとかそういった形を というのは、ますます高齢化、少子はもちろんですが高齢化で、こういった社会福祉の額がふえてくるのではないかと、私は民生委員の立場からこういったことをお願いできればということで質問させていただきたいと、このように思います。</p> <p>この扶助費につきましては、先ほどご説明申し上げましたように、今現在県が福祉事務所としてやられておられるいわゆる経費の一般財源分のみを上げさせていただいた経費でございます。平成17年度につきましては年度途中の合併ということで、400万円といった小さい数字となっております。</p> <p>ご承知のように扶助費、社会保障制度につきましては、いわゆる国庫負担が8割とか、例えば国保負担が2分の1であって、随伴で県が4分の1とか、非常に一般財源が占める割合が少のうございます。その関係で一般財源ベースで見ますと、1,000万円といったようなオーダーの数字となっております。</p> <p>将来の伸びというようなことですが、扶助費、社会保障制度につきましてはほとんどいわゆる補助事業でやらせていただいておりますので、財政計画でこういった数字があるから扶助費が伸びないといったような制度でございませぬ。いわゆる対象者がふえればふえますし、補助単価が上がればそれに伴って上がると。事業費もふえる、一般財源もふえるというふうに私ども理解しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>吉川町の高橋です。</p> <p>この財政計画が第7章というふうに提出されているんですが、最</p>
---------------------------------------	--

<p>小谷事務局長</p>	<p>初の目次の中では第8章となっているんですけども、これは変更されたんでしょうか。</p> <p>事務局の方からお答えさせていただきたいと思いますが。当初は第8章として、確かにここ上げさせていただいておりましたけども、目次の中で前の資料になろうかと思いますが、第6章として兵庫県事業の関係を一応予定をいたしておりましたけども、県との調整をする中で、県事業につきましては含めてほかの項目の中で一緒に記載をさせていただくということですので、第6章は一応省かせていただきたいというふうに思っております。</p> <p>したがって、1章ずつ繰り上げをさせていただこうと思っておりますので、ご了解いただきたいと思います。</p>
<p>高橋委員</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>それと、ちょっと申しわけないですが、1点、地方交付税なんですけれども、平成21年度までは下がってきているんですが、22年度に少し上がって、23年度に下がって、また24年度に上がるというふうなこういう2億円ほどのことなんです、そういうふうなことは何か根拠的なものがあると思うんですが、教えていただけたらと思うんですが。</p>
<p>大西財政課長</p>	<p>地方交付税の影響額につきましては、主に合併特例債の元利償還の7割分がその年度ごとに交付税として算入されて入ってまいります。ご指摘のとおり、起債を借りますといわゆる据え置き期間というのがありまして、借りた年度から例えば3年据え置きとか5年据え置きというのがございまして、その据え置き期間を過ぎてから元利償還が始まるというような制度がございます。その償還、3年、5年たった後で元利償還始まりますので、それに伴って7割分の交付税が入ってまいります。ですから、その年度にどんな建設事業、事業規模の起債を借りたかによって、後年度の元利償還の額も変わってまいりますので、合特債の事業を何年度にやるかという事業年度設定によって、後年度の交付税も上がったたり下がったりするという</p>

<p>高橋委員 加古議長</p>	<p>ような想定をいたしております。よろしくお願ひいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>ないようでございましたら、本日の協議事項につきましては、お おむねご理解がいただいたかなとこのように思うわけでございます。 今後も引き続き内容について協議を重ねてまいりたいと、このよう に存じます。</p> <p>つきましては、お諮りいたします。</p> <p>協議第37号の新市建設計画につきましては、継続審査にすることに いたしたいと存じますが、継続審議に賛成の方は挙手をお願い いたします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
<p>加古議長</p>	<p>ありがとうございました。挙手全員でございます。</p> <p>それでは、協議第37号 新市建設計画につきましては、継続審議 とすることに決定をいたしました。</p> <p>引き続きまして、協議第43号 各種事務事業(国際交流事業)の 取扱いについての協議をお願いいたします。43号の内容につきまし て、説明を事務局、お願いいたします。</p>
<p>小谷事務局長</p>	<p>それでは、協議第43号に移らせていただきたいと思います。</p> <p>資料の6ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>協議第43号 各種事務事業(国際交流事業)の取扱いについて、 次のとおりとすると記載してございます。内容につきましては、姉 妹都市・友好都市については、合併後も交流を継続するというもの でございます。</p> <p>次の7ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>ここには三木市と吉川町の姉妹都市・友好都市の概要を示してござ います。三木市の方では、アメリカ・カリフォルニア州のバイセリ ア市と昭和41年に姉妹都市の提携を結び、それ以来親善使節団の派 遣、交換学生の派遣・受け入れを中心に交流が図られておりまして、</p>

<p>加古議長</p>	<p>ことし7月3日には三木市の市制50周年の式典にも、バイセリア市から市長らが出席をいただくなど交流を深めているところでございます。</p> <p>また吉川町におきましては、オーストラリア・ニューサウスウェールズ州のコロワ市と高校生の派遣・受け入れを中心に交流が図られておりまして、今年度も9月から10月にかけてコロワ市の高校生ら10人の方をお迎えし、有意義な交流が図られておるところでございます。</p> <p>こうしたことから、合併後も引き続き2つの市と姉妹都市・友好都市として交流を図ろうとするものでございます。</p> <p>8ページには、先進事例を掲載させていただいております。</p> <p>以上で、協議第43号についての説明を終わらせていただきます。</p> <p>協議第43号につきましての説明が終わりました。ご質問、ご意見等お願いしたいと思います。ご発言をお願いいたします。</p> <p>ないようでございますので、採決をさせていただきます。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>協議事項第43号 各種事務事業（国際交流事業）の取扱いにつきましては、原案に賛成の方の挙手をお願いいたします。</p> <p>（賛成者挙手）</p>
<p>加古議長</p>	<p>ありがとうございます。全員挙手でございます。</p> <p>協議第43号 各種事務事業（国際交流事業）の取扱いにつきましては、原案のとおり決定をいたします。ありがとうございます。</p> <p>それでは引き続きまして、協議第44号 各種事務事業（障害者福祉事業）の取扱いについての協議をお願いいたします。</p>
<p>小谷事務局長</p>	<p>協議第44号の内容につきまして、事務局からご説明願います。</p> <p>それでは、協議事項第44号についてご説明申し上げます。</p> <p>資料の9ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>協議第44号 各種事務事業（障害者福祉事業）の取扱いについて、次のとおりとするといたしまして、1つに福祉タクシー、福祉バス</p>

券交付事業については、合併時に三木市の制度に統一する。

2として、重度身体障害者移動支援事業については、合併時に三木市の制度に統一する。

3として、住宅改造助成事業については、合併時に三木市の制度に統一する。

4として、はり等施術助成事業については、合併時に三木市の制度に統一する。

5の重度心身障害者（児）介護手当支給事業については、合併時に三木市の制度に統一する。ただし、吉川町の現在の対象者については、平成18年度末までに統一する。

6として、手話通訳者設置・派遣事業については、合併時に三木市の制度に統一するというものでございます。

次の10ページをお開きいただきたいと思います。

（1）の福祉タクシーでございますけども、三木市におきましては身体障害者1、2級など重度の障害者のためにタクシー料金の初乗り料金の助成を行っております。

また、（2）の福祉バス券等の交付事業といたしましては、70歳未満の第1種身体障害者などに対しまして、神姫バス、神姫ゾーンバス、三木鉄道、神戸電鉄、またタクシーの乗車料金の助成を行っておりますが、合併後におきましては吉川区域まで事業の拡大を図ろうとするものでございます。

次の11ページ、2番目の重度身体障害者移動支援事業につきましては、三木市におきまして外出時に車いすや移動寝台を使用されている方を対象に、車いすや移動寝台に乗ったまま乗降できるリフトつきタクシーの運行に対しまして、初乗り料金の助成を行っております。合併後におきましては吉川区域まで事業の拡大を図ろうとするものでございます。

次の12ページをお開きいただきたいと思います。

3番目の住宅改造助成事業についてでございますが、身体障害者の

加古議長	<p>方などを対象に、両市町ともに日常生活の利便を図るために助成事業を行っております。助成対象限度額とか助成率に相違はございますが、助成状況を勘案しまして、三木市の制度に統一しても大きな支障はないと判断できるため、合併時には三木市の制度に統一しようとするものでございます。</p> <p>次の13ページでございますけども、4番目のはり等施術助成事業についてでございますが、三木市におきまして身体障害者の方を対象に実施いたしている事業でございますが、合併後におきましては吉川区域まで事業の拡大を図ろうとするものでございます。</p> <p>次、5番目の重度身心障害者（児）介護手当支給事業でございますけども、両市町ともに県の基準により事業を行っておりますけども、支給内容におきまして、吉川町におきましてはより経済的負担の軽減のため上乘せ支給がなされております。しかし調整の結果、県基準が妥当との判断によりまして、合併時に三木市の制度に統一することとし、ただし吉川町の現在の対象者につきましては、平成18年度末までに三木市制度に移行しようとするものでございます。</p> <p>14ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>6番目の手話通訳者設置・派遣事業についてでございますが、聴覚障害者等の福祉の向上を図るために三木市において実施している事業でございますが、これにつきましても合併後吉川区域まで事業の拡大を図ろうとするものでございます。</p> <p>なお、15ページには関係法令、16、17ページには先進事例を掲載させていただいております。</p> <p>以上で、協議第44号についての説明を終わらせていただきます。</p> <p>ただいまの協議第44号につきまして、ご質問なりまたご意見等ございましたらご発言をお願いいたします。</p> <p>ご発言がないようでございますので、採決いたしたいと存じます。お諮りいたします。</p> <p>協議第44号 各種事務事業（障害者福祉事業）の取扱いについて、</p>
------	--

<p>加古議長</p>	<p>原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(賛成者挙手)</p> <p>ありがとうございました。挙手全員でございます。</p> <p>協議第44号 各種事務事業(障害者福祉事業)の取扱いにつきましては、原案のとおり決定をいたします。ありがとうございました。</p> <p>次に、協議第45号 各種事務事業(児童福祉事業)の取扱いについて、ご協議をお願いいたします。</p> <p>協議第45号の内容につきまして、事務局からご説明をさせていただきます。事務局、説明願います。</p>
<p>小谷事務局長</p>	<p>それでは、次に協議第45号に移らせていただきます。資料の18ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>協議第45号 各種事務事業(児童福祉事業)の取扱いについては、次のとおりとするといたしまして、1として、児童手当については現行のとおりとする。</p> <p>2番の児童扶養手当については、現行のとおりとする。</p> <p>3番目、児童センター、児童館については、現行のとおりとする。</p> <p>4として、保育所保育料については、平成18年度から統一する。</p> <p>5番の市町立保育所については、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成18年度から制度を統一する。</p> <p>6として、次世代育成支援対策推進行動計画については、合併時に三木市の計画に統一する。</p> <p>7として、家庭児童相談室については、合併時に三木市の制度に統一する。</p> <p>8として、肢体不自由児等の療育については、合併後、新市で支援する。吉川町は、北播磨肢体不自由児機能回復訓練施設事務組合わかあゆ園から、合併の前日に脱退する、いうものでございます。</p> <p>19ページ、20ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>1番の児童手当、また2番の児童扶養手当につきましては、両市町に違いはございませんので、現行のとおり引き続き手当の支給が</p>

なされるものでございます。

3の児童センター、児童館につきましては、両市町におきまして、児童の健全育成と地域組織活動の育成を図ることを目的に運営しておりまして、合併後も現行のとおり存続いたしますが、開館時間や休館日に相違があるため、合併後速やかに検討しようとするものでございます。

次の21ページ、22ページをお開きいただきたいと思います。

4番目の保育所保育料についてでございますけども、22ページでございますように両市町の保育料比較表のとおり相違がございます。三木市におきましてはAからD 8まで14階層、また吉川町の方では国の基準どおり7階層となっております。現行では階層により相違はございますが、平成18年度から統一をすることといたしまして、その保育料につきましては国の基準の改定等を勘案いたしまして検討することといたしております。

次の23ページ、24ページをお開きいただきたいと思います。

5番の市町立保育所についてでございますが、三木市には3カ所、吉川町には1カ所ございます。

(1)の施設につきましては、現行のとおり新市に引き継ぐことといたしまして、全施設存続することとなります。しかしながら、両市町の施設では、保育時間、給食等に相違がございまして、(2)の保育時間・休業日等につきましては、土曜日の保育時間とか休業日の日数におきまして、吉川町の方が総保育時間が多くなっております。したがって、合併後は吉川町の制度が妥当と判断いたしまして、吉川町の制度に平成18年度より統一しようとするものでございます。

(3)の給食につきましては、三木市では月曜日から土曜日まで、吉川町では土曜日が弁当給食となっております。合併後は土曜日も給食実施が妥当との判断によりまして、三木市の制度に統一しようとするものでございます。

(4)の保育延長につきましては、延長保育園時間と延長保育料に相違がございます。延長保育時間の終了時間は同じ時刻でございます。また保育料、おやつ代等に考慮いたしまして、吉川町の制度が妥当と判断いたしまして、吉川町の制度に平成18年度より統一をしようとするものでございます。

次の24ページの6番の次世代育成支援対策推進行動計画についてでございますけども、これは次世代育成支援対策推進法に基づきまして平成17年4月に施行されるものですが、この計画策定に当たりましては、計画の準備段階より両市町で情報を共有しながら事務を進めまして、最終的には同じ冊子にまとめることといたしております。したがって、合併時には三木市の計画に位置づけをするものでございます。

次の7番の家庭児童相談室についてでございます。国の要綱に基づきまして、児童及び妊産婦の福祉に関しまして、相談指導を行うことを目的に開設をしておるものでございますけども、これは三木市の方で開設をいたしております。家庭における適正な児童養育等について、専門的な相談事業を実施しておりまして、合併後におきましては新市として吉川区域も含めまして、相談事業を実施しようとするものでございます。

25ページでございます。8番の北播磨肢体不自由児機能回復訓練施設事務組合わかあゆ園についてでございますが、吉川町が肢体不自由児のために滝野町にありますわかあゆ園の一部事務組合に加入をされておりますが、現在三木市での肢体不自由児の対応といたしましては、高砂児童学園とか市内の保育所等で行っておりますことから、合併の前日には吉川町は一部事務組合を脱退いたしまして、合併後は新三木市での対応により吉川区域の肢体不自由児も含め、療育について支援していこうとするものでございます。

26ページから30ページにかけては、関係法令また先進事例を掲載させていただいております。

<p>加古議長</p>	<p>以上で、協議第45号についての説明を終わらせていただきます。</p> <p>ただいま協議第45号につきましての説明が終わったわけでございます。ご質問、またご意見等ございましたら、ご発言をお願いいたします。</p>
<p>安福委員</p>	<p>はい、どうぞ。</p> <p>肢体不自由児などの療育についてありますけれども、現在三木市においては市内の保育所及び教育センターで、遊びの教室で療育訓練など集団で生活訓練を行っておりますけれども、中には高砂の児童公園へ通園をされている方もおられると伺っております。吉川町の方は、これまで滝野のわかあゆ園で機能訓練等受けておられますけれども、合併によって肢体不自由などの療育については、合併後新市で支援をすると今おっしゃいましたけれども、どのような体制で対応を考えておられますのか。</p> <p>そしてもう一つ、特に吉川町から高砂とか加古川への通園は遠くなり負担が増大すると思っておりますけれども、いかがお考えなのかお尋ね申し上げます。</p>
<p>加古議長 椿原分科会員</p>	<p>説明願います。</p> <p>三木市の子育て支援室、椿原と申します。よろしく申し上げます。</p> <p>今のご質問の療育の関係でございますが、質問にありましたように三木市では肢体不自由児につきましては高砂児童学園、児童施設でございますが、利用されています。また、市内の保育所でもそういった障害児また発達におくれのある児童なんかも積極的に受け入れをいたしまして、療育に努めているところでございます。</p> <p>また、市の児童センターでは遊びの教室ということで、1歳半ほか3歳の健診等でおくれの見られる児童について、集団で保育士なり心理士とかいろんな専門家を通じて療育に努めております。</p> <p>したがって、新市になりまして吉川町の児童館についてもそういった事業に乗っていただくということで、調整をしているところでございます。</p>

<p>加古議長 安福委員</p>	<p>以上です。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>現在もわかあゆ園に行かれています方、これまだ小学、18年度を目安にないかなと思っと思ってと思うんですけども。将来こういう障害者の方があらわれたときに、もうちょっと具体的な対策というか、体制はないものかどうなのか。置き去りにならないようにしていただきたいなと思うんですけども。</p>
<p>椿原分科会員</p>	<p>今、三木市の方で新市になった後の新しい療育体制というのを検討しております、新しい教室なんかの開設を計画段階としては、今やっておるところなんですけれども。距離的に今おっしゃいましたように、高砂児童学園とか加古川のつつじ療育園、知的障害の施設があるんですが、確かに遠いというふうに思われます。</p> <p>ですので、三木市の中でそういった訓練が十分できるような体制を今後考えていこうというところでございますので、理解いただきたいというふうに思います。</p>
<p>大前委員</p>	<p>今の質問の中の合併が来年10月云々となっておりますので、それまでにそういった施設ができるんかと。というのは、この吉川町のことばかりで申しわけないんですが、このさっきも言っておられるように、合併と同時にそういう施設ができればそのまま移行すればいいんですが、できなかつたらその間、大変普通の健常児でしたらそこまでの距離は耐えられるでしょうけれども、障害の部分、どの程度の障害かはよくわかっておりませんが、大変つらいものが行き帰りあるんじゃないかという思いがいたしますので、先ほど安福委員さんの方から言われていることは、私もひしひしと感じます。</p> <p>ですから、受け入れ態勢ができて、それから脱退という形も考えられるのではないかという思いもいたします。お答えいただきたいと思えます。</p>
<p>大垣副部長</p>	<p>吉川町の大垣でございます。</p> <p>ただいまご質問いただきました件につきまして、現在吉川町では</p>

<p>加古議長</p>	<p>2名のお子さんが行っておられます。療育を受けながら現在吉川町の保育所と幼稚園に、日々は健常の子供たちと一緒に保育を受けておりますので、将来的に三木市さんで新しい療育体制をとっていただけるということで、今現在調整しております。</p> <p>で、今大前委員さんがおっしゃいましたように、やはり保護者への支援ということは私たち一番重々考えておりますので、今後そういったことの負担の、保護者に負担のかからないような体制をとっていききたいというふうに調整を今後進めていかせていただきます。</p> <p>非常に障害児の方々はお気の毒ではございますが、一人一人状態が違うということは事実ですし、また、療育していただく場所も一定にできないというのもございますし、そこらあたりそのお子様を見ながら、対処していく必要があるんじゃないか。そういうことから、今現在吉川町の方では事務組合でお互いに設立された中でやられておりますけれども、その事務組合は一応脱退されると。そこで、子供の療育については差し支えないように、またどうしてもいかなんたら引き続いてやるし、また保育所でも行けるし、どこでも行けるところでやるようにしなきゃならないかと、このようなことでございますんでご理解はいただき、またそれに合った形のご指導をいただければとこのように存じます。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>ないようでしたら、採決をいたしたいと存じます。</p> <p>協議第45号 各種事務事業の児童福祉事業の取扱いにつきまして、原案に賛成の方の挙手をお願いいたします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
<p>加古議長</p>	<p>ありがとうございました。全員挙手でございます。</p> <p>よって、協議第45号 各種事務事業(児童福祉事業)の取扱いにつきましては、原案のとおり決定いたします。ありがとうございました。</p> <p>次に、協議第46号 各種事務事業(健康づくり事業)の取扱いに</p>

小谷事務局長

ついて、協議をお願いいたします。

協議第46号の内容につきまして、事務局から説明いたします。事務局をお願いします。

それでは、協議第46号に移らせていただきます。

資料の31ページをお開きいただきたいと思います。

協議第46号 各種事務事業（健康づくり事業）の取扱いについては、次のとおりとするをいたしまして、1として、三木市の健康福祉フェスティバルについては、新市全体のイベントとして存続する。吉川町の健康福祉まつりについては、地域活動として形を変えて存続する。

2として、三木市総合保健福祉センター、吉川町健康福祉センターについては、現行のとおりとする。

3で、吉川町の健康プールについては、現行のとおりとする。

4で、吉川町の健康医療相談所については、現行のとおりとする。

5、成人・老人保健事業については、平成18年度から三木市の制度に統一する。

6番として、母子保健事業については、平成18年度から三木市の制度に統一する。

7として、予防接種事業については、平成18年度から三木市の制度に統一する。

8番目の高齢者インフルエンザ事業については、平成18年度から三木市の制度に統一する、というのでございます。

32ページをお開きいただきたいと思います。

1番目の三木市の健康福祉フェスティバル、吉川町の健康福祉まつりについてであります。三木市の健康福祉フェスティバルは新市全体のイベントとして位置づけをしまして、存続をさせること。また、吉川町の健康福祉まつりにつきましては、地域活動として形を変えて存続させようとするものでございます。

次の33ページの2番の、三木市総合保健福祉センターと吉川町健

康福祉センターについてでございますが、今後も健康福祉の拠点として現行のとおり存続させることといたしまして、施設の名称につきましては合併までに検討することといたしてございます。

3番目の健康プールについてでございますが、吉川町の健康福祉センター内にある施設でございますが、地域の方々の健康増進、リハビリ等に親しまれておりまして、合併後も現行のとおり存続させようとするものでございます。

次、34ページをお開きいただきたいと思います。

4番目の健康医療相談所についてでございますが、吉川町の健康福祉センターの中にあります施設で、町民の疾病予防や健康づくりの拠点として開設をされておりまして、地域の医療施設の協力を得ながら、診療ではございませんが医療相談を行う場所と位置づけてございます。したがって、合併後も地域の医療の相談所として存続を図ろうとするものでございます。

35ページ、5番の成人・老人保健事業についてでございますけれども、これにつきましては、健診回数とか対象者、料金等に相違がございまして、合併後の平成18年度より三木市の制度に統一しまして、健診回数につきましては現行のとおりとするほか、町ぐるみ健診とあわせて実施いたすものでございます。

また、吉川町では会場の都合によりまして、送迎バスの運行が行われておりまして、当面存続することといたしまして、そのあり方については検討することといたしております。

35ページには、基本健康診査またがん検診について、その次の36ページには骨粗しょう症検診、歯周病疾患検診、また肝炎ウイルス検診の両市町の実施内容について記述をいたしてございます。

次に、37ページでございますけれども、6番目の母子保健事業のうち(1)番の1歳6カ月児健康診査、また(2)の3歳児健康診査につきましては、実施回数に相違がございまして、合併後は平成18年度から三木市の制度に統一することといたしまして、実施場所は

	<p>現行のとおりといたすものでございます。また、吉川町の健康福祉センターで実施する場合は、乳幼児健康診査をまとめて実施しようとするものでございます。</p> <p>次、39ページでございます。</p> <p>7番目の予防接種事業につきましては、両市町で三種混合、麻しん・風しん、日本脳炎、二種混合が対象者、実施時期とも同様に行われておりまして、平成18年度からは三木市の制度に統一して予防接種を行おうとするものでございます。ただし、吉川町で行われております三田市内の医療機関での実施につきましては、当面は現行のとおりこれらの予防接種が受けられるようにしようとするものでございます。</p> <p>次の40ページでございます。</p> <p>8番目の高齢者インフルエンザ事業につきましても、平成18年度から三木市の制度に統一することといたしまして、ただ三田市内の医療機関でも引き続きこういった接種ができますが、公費負担につきましては統一しようとするものでございます。</p> <p>41ページから44ページにかけましては、関係法令なり先進事例を掲載いたしております。</p> <p>以上で、協議第46号の説明を終わらせていただきます。</p> <p>協議第46号の説明が終わったわけでございます。</p> <p>ご質問並びにご意見等ございましたら、ご発言をお願いいたします。</p> <p>ご質問がないようでしたら、採決をいたしたいと存じます。</p> <p>お諮りいたします。協議第46号 各種事務事業（健康づくり事業）につきまして、原案に賛成の方の挙手をお願いいたします。</p> <p>（賛成者挙手）</p> <p>ありがとうございました。挙手全員でございます。</p> <p>よって、協議第46号 各種事務事業（健康づくり事業）の取扱い</p>
加古議長	
加古議長	

小谷事務局長

につきましては、原案のとおり決定いたしました。ありがとうございました。

それでは引き続きまして、協議第47号 各種事務事業（都市計画関係事業）の取扱いについての協議をさせていただきます。

協議第47号の内容につきまして、事務局から説明を申し上げます。

それでは、協議第47号についてご説明を申し上げます。

資料の45ページをお開きいただきたいと思います。

協議第47号 各種事務事業（都市計画関係事業）の取扱いについては、次のとおりとするとしまして、1として、都市計画については、合併後5年以内に調整する。

2として、開発指導については、合併後に三木市の制度に統一するというものでございます。

次の46ページ、47ページをお開きいただきたいと思います。

1番目の都市計画についてでございますが、（1）での都市計画区域名につきましては、三木市では東播都市計画、吉川町におきましては吉川都市計画となっております。

また、（2）の区域区分では、三木市では市街化区域及び市街化調整区域の区域区分のある都市計画区域となっておりますが、吉川町ではこれらの区域区分のない都市計画区域となっているなど、都市計画の現況に相違がございます。そのためこれら都市計画につきましては合併後5年以内に調整することといたしまして、区域指定については一体的なまちづくりを行うため、新市において速やかに調査研究を行いまして調整するものといたしております。

また、都市計画マスタープランにつきましては、都市の総合計画に基づき、現行の計画をベースに新市において策定しようとするものでございます。

2番の開発指導についてでございますけれども、現在両市町におきまして適用範囲に相違がございます。合併後は三木市の制度に統一し、指導を行おうとするものでございます。ただし、吉川町にお

<p>加古議長</p>	<p>いて指導がなされ、都市計画法32条の協議を終えているものにつきましては現行のとおりとするとして、また事前協議中のものにつきましては、合併後の指導変更箇所を説明し、三木市の開発指導要綱により継続協議がなされることとなります。</p> <p>48ページにつきましては関係法令、また49、50ページには先進事例を掲載させていただいております。</p> <p>以上で、協議第47号の説明を終わらせていただきます。</p> <p>47号の内容等につきまして、質問なりご意見ございましたらご発言をお願いいたします。</p> <p>ご質問、ご意見等のご発言もないようでございますので、採決をいたしたいと存じます。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>協議第47号 各種事務事業（都市計画関係事業）の取扱いにつきまして、原案に賛成の方の挙手をお願いいたします。</p> <p>（賛成者挙手）</p>
<p>加古議長</p>	<p>ありがとうございます。挙手全員でございます。</p> <p>協議第47号 各種事務事業（都市計画関係事業）の取扱いにつきましては、原案のとおり決定いたしました。ありがとうございます。</p> <p>次に、協議第48号 合併の期日についての協議をお諮りいたします。</p> <p>協議第48号 合併の期日につきまして、事務局からご説明をさせていただきます。事務局、お願いします。</p>
<p>小谷事務局長</p>	<p>それでは、協議第48号に移らせていただきます。</p> <p>資料の51ページになりますが、別途本日、机の上にこの48号についての資料をお配りさせていただいておりますので、その資料をごらんになっていただきたいと思います。本日、机の上にちょっと別のものとしてお配りをさせていただいていると思います。</p>
<p>加古議長</p>	<p>はい、それです。前の提案は口頭で提案させていただきましたの</p>

小谷事務局長

で、文書で今出させていただいておりますので、よろしくご協議のほどお願いいたします。

それでは、協議第48号の合併の期日についてでございますけども、合併の期日について、次のとおり改めるということで、「合併は、平成17年3月31日までに行うものとする。」というものを、「合併の期日は、平成17年10月24日とする。」に改めるということにいたしております。

この合併の期日につきましては、去る4月23日に開催させていただきました第2回目の協議会で協議をいただきまして、合併は平成17年3月31日までに行うものとするという決定がなされております。しかしながら、協議のときにもお示しをいたしておりましたとおり、市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案が成立する見込みでございましたことから、法律の改正後に再度協議し、検討することの申し合わせもされたところでございます。この改正案につきましては、平成16年5月26日に公布をされております。

その内容といたしましては後ろのページ、この1枚ものの後ろのページをごらんいただきたいと思いますと思いますが、その左側の参考欄の3行目あたり、概要として2番目に経過措置というふうに書いておりますけども、平成17年3月31日までに合併する市町が議会の議決を経て県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併したもののについて、現行の合併特例法の規定を適用するというものでございます。

また、この合併の期日を定めるに当たりましては、その資料にも書いておりますように、1つには、両議会におきまして議決してから県知事への合併申請の後、県及び国でさまざまな手続が定められておきまして、相当の日数を要することと。2つ目には、住民生活の影響とか合併時に予定される事業や行事との関係、また合併時の事務処理、引き継ぎの利便性等を総合的に勘案する必要があるというようなことを書いておりますが、このように合併の期日につま

<p>加古議長</p> <p>西本委員</p>	<p>しては、今申し上げましたように県及び国の法的な手続のほか、合併に向けた電算システムの統合作業に相当の時間を要しますことから、これまでに議会等におきましても10月ごろとの見通しもお示しをしておったところでございます。</p> <p>そこで具体的な調整をする中で、今回提案するに当たりまして特に検討すべきものといたしまして、吉川町では最後の議会となるであろう9月議会の後、三木市への引き継ぎ準備また吉川支所の開設する準備をするために、ある程度の時間的余裕が必要ではないかということ。また、吉川町にとりましては大きなイベントとなっております墨華フェスティバルが例年10月中旬に行われておりまして、町としての最後の催しを実施した後に合併を迎えたいということ。</p> <p>一方、三木市におきましては、平成17年10月14日から18日にかけて兵庫国体のプレ大会が行われますが、この大会の準備から本番の運営に相当の労力、時間を必要と想定いたしますので、このプレ大会を済ませた後に合併をしたいということ。</p> <p>また、電算システムの統合にはデータの移行作業、また稼働テストの必要から休日後の月曜日が最も適しているのではないかと、こういう点を総合的に判断をする中で、日程としては特に吉川町の墨華フェスティバル及び三木市の国体プレ大会終了後で、最初の休日明けの月曜日となります10月24日を合併の期日としたいという提案でございます。</p> <p>この資料の右側には、先進事例も掲載をさせていただいております。</p> <p>以上で、協議第48号の説明を終わらせていただきます。 説明が終わったわけでございます。</p> <p>ご質問なりまたご意見等ございましたら、ご発言をお願いいたします。</p> <p>はい、どうぞ。</p> <p>この合併期日等については、協議、決定されるものと思っております。</p>
-------------------------	--

	<p>ますが、それについての関連質問でよろしいでしょうか。</p> <p>ということは、合併時におきます議員定数についてお尋ねしたいと思いますが、先ほど財政計画において議員等の数については、10年後26というふうに根拠あるというふうに財政課長がおっしゃったと思います。したがって、そういう段にその根拠が示されていると思いますが、新たにしたがって改めて吉川町におきます議員定数について、わからないのでお尋ねしたいと思います。</p> <p>それでは、お答えさせていただきます。</p> <p>協定項目、もちろんその中に議員の任期定数というのは含まれておるわけございまして、あと予定しております3回のうちにできるだけ早い時期に、当然議案として提案させていただくわけございしますが。</p> <p>先ほど吉川町の方の状況といいますが、こういうのはどうであろうかというご質問でございます。まだ定かにこう決定したという、これでまた幹事会として提案しますというところまでのお答えは、これはまだできないわけでありまして。</p> <p>過日吉川町の特別委員会の中で、委員さんの中でいろいろご協議をいただいた範囲であります。特例定数3という吉川の選挙区を新たに設定して、区例定数3で選挙をして、新たな市会議員として選出をします。それが一番妥当ではないかということが、吉川町の議会の特別委員会でおおよその方向を出していただいておりますところが、現在の状況でございます。</p>
香下副幹事長	<p>ご発言がございませんか。</p> <p>ご発言がないようでございますので、採決をいたしたいと存じます。</p> <p>この場合の議案につきましては、協議事項につきましては、重要項目ともなっておりますので、4分の3以上の賛成をもって決定するところとなっておりますので、この合併の期日につきまして、ただいま説明申し上げましたように平成17年3月31日までに両市町の議</p>
加古議長	

	<p>会の議決のもと、県知事に進達し、県知事が県議会とともに手続請求をしていただきますということによりまして、平成17年10月24日から新たな三木市が発足すると。こういうことにさせていただくことになっております。</p> <p>これは、今も説明のとおり機械に振り回されるということはなんですが、どうしても機械に入ることについては、前の日に2日ないし3日はほとんどの事務が休んでおる、機械が休んでおることによってその成果が間違いなく出ると、こういうことにもなりますので、その準備期間をいただきたい。そんな思いをいたしますので、この合併の期日につきましては、ただいま説明をさせていただきましたように平成17年10月24日とするという、この協議第48号につきまして賛成の方の挙手をお願いいたします。</p> <p>（賛成者挙手）</p> <p>ありがとうございます。全員賛成でございます。</p> <p>協議第48号 合併の期日につきましては、原案のとおり決定をさせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>それでは、次は提案いたしましたといいますか、協議いただきました議案につきましては、全部終わったわけでございます。</p> <p>次に、合併の協議の次回についての提案をさせていただきたいとこう存じますので、しばらく休憩をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。10分程度の休憩でよろしいですか。</p> <p>休憩 午後3時22分</p> <p>再開 午後3時35分</p> <p>それでは、ただいまから会議を再開いたします。</p> <p>次は次第によりまして、事前提案事項についてご説明を申し上げます。事前提案事項につきましては、今回は提案説明をさせていた</p>
加古議長長	
加古議長	

小谷事務局長

だき、次回にご意見をいただき協議することとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

説明につきましては、提案第49号 市町の慣行の取扱いについてから提案第53号 各種事務事業（その他各種福祉制度）の取扱いについての5件を行わせていただきます。

それでは、事務局から説明を願います。

それでは、これより提案事項につきましてご説明を申し上げたいと思います。

それでは、資料の53ページをお開きいただきたいと思います。

提案第49号 市町の慣行の取扱いについて、次のとおり提案するおといたしまして、1として、市章については、合併時に三木市の市章に統一する。

2の市の花、推奨花については、合併時に三木市の市花、推奨花に統一する。吉川町の町花は、新市の推奨花とする。

3、市の木については、現行のとおりとする。

4として、市旗については、合併時に三木市の市旗に統一する。

5、市の歌については、合併時に三木市の市歌に統一する。

6、市民憲章については、合併時に三木市の市民憲章に統一するというものでございます。

54ページ、55ページをお開きいただきたいと思います。

1の市章につきましては、三木市は「木」または「キ」を3つ組み合わせで図案化いたしております。吉川町ではよかわの「よ」を図案化いたしておるものでございまして、合併時におきましては三木市の市章に統一しようとするものでございます。

2番目の、市の花または町の花につきましては、三木市はさつき、吉川町はさざんかと定められております。推奨花といたしましては、三木市においてサルビア、菊が制定されております。調整内容とおといたしまして、合併後市の花をさつきに統一いたしまして、吉川町の町の花でございますさざんかは新三木市の推奨花の1つとして追加

し、市民に広く親しんでもらおうとするものでございます。

3の市の木につきましては、両市町ともに松となっておりますので、合併後も現行のとおりとなります。

4の市旗につきましては、三木市においては曲尺を組み合わせる図案化した旗が制定されております。吉川町にはございませんので、合併後は現在の市旗を吉川区域も含め、新三木市の旗として使用しようとするものでございます。

5の市の歌につきましては、三木市において昭和29年に制定されておりますが、吉川町におきましては正式に制定された町の歌はございませんことから、合併時に三木市の市歌に統一しようとするものでございます。

次、56ページをお開きいただきたいと思います。

6番の市民憲章についてでございますが、三木市の方では昭和45年に、また吉川町では昭和55年にそれぞれ制定をされておりますが、調整内容といたしましては、合併時に三木市の市民憲章に統一をしようとするものでございます。

57、58ページには、先進事例を掲載いたしております。

次に、提案第50号についてでございます。

資料の59ページをお開きいただきたいと思います。

提案第50号 各種事務事業（広聴広報関係事業）の取扱いについて、次のとおり提案するというものでございまして、1には、広聴については、合併時に三木市の制度に統一する。

2として、広報紙については、合併時に三木市の制度に統一するということでございます。

60ページをお開きいただきたいと思います。

1番の広聴につきましては、三木市では市政懇談会を開催し、市長や市の幹部職員と自治会等の地域住民との意見交換が行われております。それ以外には、市民の意見、要望をお聞きするため、市民の声の箱が市役所や公民館に設置されております。

電子公聴につきましては両市町で行われておりまして、電子メールにて行政への意見や要望が寄せられておりまして、直接本人に回答がなされておる状況でございます。

合併後におきましては、市政懇談会、市民の声の箱につきましては吉川区域にも範囲が拡大され、市政への意見や要望の聞き取りがなされるほか、電子公聴につきましては現行のとおり続けようとするものでございます。

2番の広報についてでございますけれども、両市町とも毎月1回発行されておりまして、全戸に配布はなされておりますけれども、合併後におきましては三木市の広報に吉川区域も含め発行しようとするものでございます。ただし、当面必要に応じまして吉川支所だよりを発行しようとするものでございます。

61ページ、62ページには、先進事例を掲載させていただいております。

次に、提案第51号に移らせていただきたいと思います。

資料63ページをお開きいただきたいと思います。

提案第51号 各種事務事業（交通関係事業）の取扱いについて、次のとおり提案するというものでございまして、1に吉川町のコミュニティバスについては、現行のとおりとする。

2の吉川町の交通災害共済については、平成17年度で廃止し、兵庫県町交通災害共済組合から脱退する。

3として、防犯灯の設置及び維持管理については、未設置箇所の整備促進など制度の充実を図り、合併時に統一をする。ただし、吉川町内の防犯灯の維持管理については、管理主体を整理のうえ、平成18年度より適用するというものでございます。

64ページ、65ページをお開きいただきたいと思います。

1番の吉川町のコミュニティバスについてでございますが、福祉センターまた吉川温泉よかたん、役場等への交通手段を確保するため、神姫バス株式会社との運送契約によりまして運行がされておる

ものでございまして、このコミュニティバス事業につきましては、住民の有効な交通手段として親しまれておりまして、現行のとおり継続して運行しようとするものでございます。

2番の吉川町の交通災害共済についてでございますけども、住民の交通事故による災害に関する共済制度がございまして、兵庫県下の町で組織されます兵庫県町共済組合に加入し、住民の安心・安全が図られておるところでございます。一方、三木市では交通災害共済に加入希望の方には、神戸市民生協の共済加入をあっせんをし、対応しているところでございます。

合併後におきましては、三木市となるために町で組織されております兵庫県町交通災害共済組合共済を脱退いたしまして、平成17年度で吉川町の交通災害共済については廃止をします。なお、交通災害共済に加入希望される方には、新市においてあっせんを行おうとするものでございます。

66ページをお開きいただきたいと思います。

3番の防犯灯の設置についてでございます。現状では両市町におきまして、設置基準、設置の分担金、維持管理に相違がございまして、そこで、防犯灯の設置につきましては、合併時までに未設置箇所の整備促進が図れるよう制度の充実を図るとともに、合併時には両市町とも統一した制度で運用しようとするものでございます。

また、維持管理につきましては、三木市では設置分担金、維持管理費におきまして自治会の負担がありますことから、吉川町内の防犯灯につきましては管理主体を整理の上、平成18年度より統一して運用しようとするものでございます。

67ページには、先進事例を掲載いたしております。

次に、提案第52号でございます。

資料の68ページをお開きいただきたいと思います。

提案第52号 各種事務事業（高齢者福祉事業）の取扱いについて、次のとおり提案するものでございます。

	<p>1として、福祉バス券交付事業については、合併時に三木市の制度に統一する。</p> <p>2として、高齢者外出支援サービス事業については、合併時に三木市の制度に統一する。</p> <p>3として、家族介護手当等支給事業については、合併時に三木市の制度に統一する。</p> <p>4番の軽度生活支援事業については、合併時に三木市の制度に統一する。</p> <p>5として、寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業については、社会福祉協議会と調整の上、合併時に制度を統一する。</p> <p>6として、高齢者等住宅改造助成事業については、合併時に三木市の制度に統一する。</p> <p>7として、訪問理容サービス助成事業については、社会福祉協議会と調整の上、合併時に制度を統一するというものでございます。</p> <p>8として、高齢者施設利用助成事業については、合併時に三木市の制度に統一する。</p> <p>9番で、高齢者生活支援型ホームヘルプサービス利用助成事業については、合併時に三木市の制度に統一する。</p> <p>10として、配食サービス事業については、社会福祉協議会と調整のうえ、合併時に制度を統一する。</p> <p>11として、福祉電話貸与事業については、合併時に三木市の制度に統一する。</p> <p>12として、緊急通報システム事業については、合併時に三木市の制度に統一する。</p> <p>13番、居宅寝たきり高齢者見舞い品事業については、合併時に三木市の制度に統一する。</p> <p>14番の金婚夫婦祝賀事業については、合併時に三木市の制度に統一する。</p> <p>15として、敬老祝金支給事業については、合併時に三木市の制度</p>
--	--

に統一する。

16番として、ひとり暮らし高齢者と青少年交流事業については、合併時に三木市の制度に統一する。

17番の敬老会事業については、平成18年度から三木市の制度に統一する。

18番の高齢者大学、ことぶき学級については、現行のとおりとする。

19番の在宅介護支援センター運営事業については、合併時に三木市の制度に統一するというものでございます。

69ページ、70ページをお開きいただきたいと思います。

1番の福祉バス券の交付事業につきましては、三木市におきまして70歳以上の高齢者を主にいたしまして、神姫バス、神姫ゾーンバス、三木鉄道、神戸電鉄、またタクシーの乗車料金の助成を行っております。合併後におきましては三木市の制度を適用し、吉川町区域まで事業の拡大を図ろうとするものでございます。

2番の高齢者外出支援サービス事業についてでございますが、三木市におきまして市内に居住し3カ月以上寝たきり状態または車いすを利用している人で、一般の交通機関を利用することが困難な人に対しまして、リフトつきタクシーを利用するときに運賃の一部を助成いたしております。合併後におきましてはこれも三木市の制度を適用し、吉川町区域まで事業の拡大を図ろうとするものでございます。

70ページ、3番の家族介護手当等の支給事業につきましては、両市町におきまして支給額また支給月に違いがございます。吉川町では県制度の金額に、町単独の助成金が加算されております。

合併後は県制度の金額が妥当と判断いたしまして、支給内容及び支給月は三木市の制度に統一をいたしますが、対象者の要件は吉川町の制度に統一しようとするものでございます。また、吉川町の現在の対象者につきましては、合併時は吉川町の制度を適用いたしま

して平成18年度末までに調整を行い、三木市の制度に移行しようとするものでございます。

次の71ページをお開きいただきたいと思います。

4番の軽度生活支援事業についてでございますが、三木市におきまして身体上または精神上軽度の障害がありまして、日常生活を営むのに支障がある高齢者に対しまして、庭木の剪定、また庭の掃除、障子、ふすま張り、屋内外の掃除について費用の一部が助成をされております。合併後におきましてはこれも三木市の制度を適用いたしまして、吉川町区域まで事業の拡大を図ろうとするものでございます。

次の72ページの5番でございます。

寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業についてでございますが、三木市では市で事業を実施しております。吉川町では社会福祉協議会が行っておるものでございます。両市町におきまして料金、負担内容に違いがございます。したがって、合併時までに社会福祉協議会と調整の上、合併時に制度を統一しようとするものでございます。

次、74ページの6番でございます。

高齢者等住宅改造助成事業についてでございますが両市町におきまして、対象者、助成対象限度額、また助成率に違いがございます。調整内容といたしましては、三木市の制度が妥当と判断いたしまして、合併時に統一しようとするものでございます。

次、76ページをお開きいただきたいと思います。

7番目の訪問理容サービス助成事業についてでございますが、三木市では市で事業を実施いたしております。吉川町では社会福祉協議会が行っておるものでございますが、両市町におきまして、対象者、支給内容に違いがございます。したがって、合併時までに社会福祉協議会と調整の上、制度を統一するものでございます。

8番目の高齢者施設利用助成事業についてでございますが、三木

市におきましては三木山総合運動公園の屋内プールまたホースランドパークの施設利用に対しまして、助成をいたしております。合併後は三木市の制度を適用いたしまして、吉川町区域まで事業の拡大を図ろうとするものでございます。

次、77ページの9番でございます。高齢者生活支援型ホームヘルプサービス利用助成事業についてでございます。両市町におきまして利用限度、利用料金、自己負担額に違いがございますが、調整した結果三木市の制度が妥当と判断いたしまして、合併時に三木市の制度に統一しようとするものでございます。

10番目の配食サービス事業につきましては、三木市では市で事業を実施いたしております。また、吉川町では社会福祉協議会が行っておるものでございまして、事業について配食数とか利用料金に違いがございます。したがって、合併時までには社会福祉協議会と調整し、サービス内容について制度を統一しようとするものでございます。

次の79ページをお開きいただきたいと思います。

11番目の福祉電話貸与事業についてでございますが、両市町におきまして、費用負担の設置工事費と基本料金に違いがございます。設置工事、基本料金を公費負担とした三木市の制度が妥当と判断いたしまして、合併時には三木市の制度に統一しようとするものでございます。

次、80ページの12番の、緊急通報システム事業についてでございます。両市町におきまして自己負担額に違いがございます。調整の結果、三木市の利用者負担額が妥当と判断いたしまして、合併時には三木市の制度に統一しようとするものでございます。

次、82ページをごらんいただきたいと思います。

13番の居宅寝たきり高齢者見舞い品事業についてでございます。三木市におきまして居宅寝たきりの高齢者の寂しさを和らげることや、看護されている家族の労をねぎらうために慰問品を贈り、激励

をいたしているところでございます。合併後におきましてはこの三木市の制度を適用いたしまして、吉川町区域まで事業の拡大を図ろうとするものでございます。

次の14番の金婚夫婦祝賀事業についてでございますが、三木市におきましては結婚50周年を迎える夫婦におきまして、夫婦の長寿をお祝いし、末永い健康保持と社会参加の促進を図るために事業実施をいたしておりまして、合併後におきましては三木市の制度を適用いたしまして、吉川町区域まで事業の拡大を図ろうとするものでございます。

次の83ページの15番でございます。敬老祝金支給事業についてでございますが、三木市におきましては75歳以上の方に対しまして長寿をお祝いし、年齢区分に応じて敬老祝金を支給いたしております。合併後におきましては三木市の制度を適用いたしまして、吉川町区域まで事業の拡大を図ろうとするものでございます。

84ページの16番のひとり暮らし高齢者と青少年交流事業についてでございますが、三木市におきましてはひとり暮らしの高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進するために、青少年との世代間交流を図っております。合併後におきましては三木市の制度を適用いたしまして、吉川町区域まで事業の拡大を図ろうとするものでございます。

次の85ページをお開きいただきたいと思います。

17番目の敬老会事業についてでございます。両市町におきましては、招待者、開催内容、お祝い品に違いがございます。大きな違いは招待者におきまして、三木市は75歳以上であり、吉川町は70歳以上となっております。開催内容の中で、吉川町は余興に業者委託のプログラムがございます。三木市ではこれらアトラクションを各地区の婦人会等の出演によって行われておるところでございます、今後につきましては高齢者も増加をしておりますことから、合併後は三木市の制度に統一し、吉川町区域も三木市の各地区実施の敬

老会事業に移行することといたすものでございます。

86ページの18番目の高齢者大学、またことぶき学級についてでございます。

三木市におきましては、市内全域の高齢者を対象にいたしました高齢者大学がございます。吉川町では中央公民館主催のことぶき学級がございます。合併後におきましては市内全域を対象とする高齢者大学につきましては、吉川町区域まで入学の対象範囲を拡大いたしまして、また吉川町のことぶき学級につきましては、合併後も吉川公民館の事業として継続実施しようとするものでございます。

87ページの19番でございますが、在宅介護支援センター運営事業についてでございます。三木市の基幹型支援センターは、三木市役所の福祉課内に設置をいたしております。地域型は市内の社会福祉法人である福祉公社に委託をしております。一方、吉川町では基幹型をさざんかの郷、これは社会福祉法人でございますが、ここに委託をしております。基幹型につきましては、1自治体に1カ所ということになっておりますので、合併後におきましては吉川町が委託をしておりますさざんかの郷につきましては、新市の地域型支援センターに移行することになります。新市におきましては基幹型は市役所に、また地域型は旧三木市内に8カ所、また吉川区域1カ所の合わせて9カ所となり、運営がなされることとなります。

88ページから92ページにかけましては、関係法令なり先進事例を掲載いたしております。

次に提案第53号でございます。

資料の93ページをお開きいただきたいと思います。

提案第53号 各種事務事業（その他各種福祉制度の取扱い）について、次のとおり提案するというものでございます。

1番では、在日外国人高齢者特別給付事業については、合併時に三木市の制度に統一する。

2番として、在日外国人身障者特別給付事業については、合併時

に三木市の制度に統一する。

3番目の福祉年金事業については、合併時に三木市の制度に統一する。

4番の三木市の合同慰霊祭については、合併後新市の合同慰霊祭として実施する。吉川町の追悼式につきましては、地区慰霊祭として継続する。

5番の市立屋内ゲートボール場については、現行のとおりとする。

6番の高齢者福祉センターについては、現行のとおりとする。

7番の福祉開館については、現行のとおりとする。

8番の市立デイサービスセンターについては、現行のとおりとする。

9番の地域交流委託事業については、合併後5年を目途に廃止する。

10番の災害弔慰金・見舞金支給事業については、合併時に三木市の制度に統一する、というものでございます。

次の94ページ、95ページをお開きいただきたいと思います。

1番の在日外国人高齢者特別給付事業につきましては、両市町におきまして、支給額において違いがございます。三木市では県補助金と市負担金が吉川町に比べ高くなっています。合併後は支給額の多い三木市の制度に統一しようとするものでございます。

2番の在日外国人身障者特別給付事業につきましては、両市町において支給額において違いがございます。三木市では県補助金と市負担金が吉川町に比べ高くなっております。合併後におきましては、支給額の多い三木市の制度に統一しようとするものでございます。

3番の福祉年金事業につきましては、両市町において対象者、支給額に違いがございます。支給額につきましては、三木市の方が高くなっております。また、対象者におきまして知的障害者B2、精神障害者3級、父子家庭の支給は吉川町で対象となっておりますが、三木市では対象となっております。そこで調整の結果、知的障害

者B2、精神障害者3級、父子家庭につきましては、ほかに比べ社会参加がなされ家族への負担が少ない等の理由から三木市の制度が妥当であると判断いたしまして、合併後は三木市の制度に統一しようとするものでございます。

次の96ページをお開きいただきたいと思います。

4番の戦没者慰霊祭についてでございますが、三木市では合同慰霊祭を上丸公園で行っておりまして、また各地区におきましては、それぞれ合同慰霊祭とは別に行われてございます。吉川町におきましては、町内1カ所、活動センターにて追悼式が行われております。合併後におきましては、新市の慰霊祭として上丸公園で合同慰霊祭が実施をされます。また、吉川町で行われております追悼式につきましては、地区慰霊祭として継続されることとなります。

97ページ、5番の市立屋内ゲートボール場についてでございますけれども、雨天時でもゲートボールができるように設置がされております。合併後は吉川町区域まで利用の拡大が図られます。

6番の高齢者福祉センターについては、市内の高齢者の福祉向上と生きがいをづくりの活動拠点として設置がされております。合併後は吉川町区域まで利用の拡大を図ろうとするものでございます。

98ページ、7番目の福祉開館につきましては、三木市の福祉の活動拠点として設置がなされています。合併後は吉川町区域まで利用の拡大を図ろうとするものでございます。

99ページ、8番目の市立デイサービスセンターにつきましては三木市内に7カ所設置されておりまして、それぞれの地域のデイサービスセンターとして利用が図られております。吉川町区域につきましては、さざんかの郷にデイサービス事業が委託をされております。合併後も市立デイサービスセンターについては、地域の拠点として利用が図られることとなります。

次の100ページ、101ページでございますが、9番目の地域交流委託事業についてであります。吉川町におきましては特別養護老人

	<p>ホームさざんかの郷に事業委託をし、入所者や家族と地域が一体となって世代を超えた交流が図られております。三木市におきましては地域交流について、各施設が独自で地域の方々の協力を得て実施をされておりますことから、合併後は施設において独自で事業を実施することといたしまして、移行期間5年をめどに調整を行い、その後は公費負担による交流事業を廃止しようとするものでございます。</p> <p>10番目の災害弔慰金・見舞金支給事業につきましては、両市町における災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金の貸し付けの制度は同じでございます。それ以外に三木市におきましては、市単独の災害見舞金、死亡弔慰金制度がございます。合併後はこれら事業も含めまして、吉川町区域まで事業の拡大を図ろうとするものでございます。</p> <p>102ページのところでは、先進事例を掲載いたしております。</p> <p>以上で、5件の提案説明を終わらせていただきます。</p>
加古議長	<p>提案事項の提案第49号から提案第53号までの説明が終わったわけでございます。説明の内容についてご質問等がございましたら、ご発言をお願いいたしたいと存じます。</p>
大前委員	<p>はい、どうぞ。</p> <p>93ページの各種事務事業の取扱いについて、その項目の95ページの表の一番下、吉川町では「父子・母子家庭」のが支給対象になっておりますが、今度三木市に統一されれば、福祉が切り捨てられると。支給額の金額的には多くなりますが、父子が切り捨てられるというところで、いかがなものかなという思いがいたしております。</p>
加古議長 大前委員	<p>何か説明要りますか。</p> <p>説明というか、変えていただけのんでしたら変えていただきたい。要望ですね。というのは、今、男女参画あるいは男女平等。ですから、今、熟年 きょうもテレビでやっておりましたが、男の人の方が捨てられるという形の方が多くなっております。ですから女性</p>

<p>加古議長 大前委員 加古議長</p>	<p>の方が自活する力、能力は高いと思います。</p> <p>そういったところで、なるほど今のところは、やはり男の人が給料をもらって生計を立てるとというのが中心かも知れませんが、今の時代にはやはり女性の方もたくさん働いておられます。逆に言いますと父子家庭もたくさんあります。そして、女性の方だから優遇じゃなくて、やはり男の方もなかなか働き口がないというところも現状かと思しますので、そういったところをいいところは取り入れていただきたい。</p> <p>というのは、金額を上げてなおさら母子の方が優遇されるという形になります。ですから僕としましたら、少しでも、補助金減らしてでも父子を入れていただきたい。2万2,000円、2万4,000円、2,000円削ってでも父子を入れていただきたいと、このように強く思っております。</p> <p>今、説明していただく、説明できなくても……。</p> <p>説明はいいですけど、考えてほしいということ。</p> <p>今度はよう、協議の段階で変更するようなこと、提案変わって提案できたらご意見のとおりやと思います。そやから、そこらようさせてもらいますわ。</p> <p>おっしゃるとおりこの父子・母子につきましても、所得の多い方でいろいろございますし、大変福祉としても難しいとこやと思います。十分また、次の機会まで検討させていただくときに、ご意見は伺って検討させていただくときにいたします。</p> <p>そのほかに。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
<p>西山委員</p>	<p>56ページの市民憲章ですけれども、吉川町にも町民憲章というのは中央公民館の入り口のところに、右側に町民憲章という大きな石でどっと座っております。あれがどうなるのかなと、ふっと気になります。その横に市民憲章置くのか、いやあれは撤去ですよ。方向はまだ決まってないかもしれませんが、次回までにあれをどう</p>

<p>加古議長 西山委員</p>	<p>するかというのは、ちょっと聞けたらと思います。</p> <p>ありがとうございます。十分協議、検討させていただきます。</p> <p>もし撤去されるなら、私、持って帰ってもええなと……。あれは置いとかれるかなと思っています。</p> <p>それともう一つ、サルビアというのは三木の市花、菊はわかるんですが、なぜサルビアなんかなというのはふっと気になるんですが。今ちょっと聞いといたらうれしいかなと思ひまして。</p>
<p>加古議長 澤田幹事長</p>	<p>専門家はおっておまへんか。</p> <p>これにつきましてはここに挙げておりますように、三木市が市花を決めるときに市民からアンケートをとりまして、市花をどんな市花がいいかということで募集をしたわけでございます。その当時は、この設定当時はサルビアというのは非常に鮮やかな赤色で随分植えられていたというか、愛好されていたというようなこともございました。新しい特に振興地なんかでもそういう愛好者が多かったといことで、その数の多いのを、一番多いのを市の花にして、あとそれを外してしまうというのはちょっと耐えないなということで、推奨花という形で2つさせていただいたという経過がございまして、推奨花にサルビアが入っていると。</p> <p>しかし、最近ちょっとサルビアの数が減ったように思いますけれども、できれば国体関係でも非常に鮮やかな、きれいな花だと思いますので、これを機会に推奨させていただいたらいいかなというふうなこともございます。</p> <p>したがいまして、これは今後の花と緑とか緑化運動の中で、吉川の花も一緒にやっていけるのではないかなと思っておりますので、お願いしたいと思ひます。</p>
<p>岩波副委員長</p>	<p>それでは、私が答えるのちょっとおかしいんですけども、この吉川町民憲章はちょうど吉川町の合併25周年、私、企画担当をしております、私が担当して当時の町長と一緒につくった記憶があるんですが。それから約25年間、町民の心の絆としてあるいは生きる申</p>

	<p>し合わせとして非常に役立ったと思いますが。</p> <p>これを残すというのは、やっぱり統一性が問題がありますので、将来のタイムカプセル的な形で下へしっかり埋めるか何らかの格好で、めんでしまうというのもこれうちの書道家に書いてもらったあれですので、ちょっと非常に何とも今答えられませんが、一緒にまた考えましょう。</p> <p>やはりこれ吉川町の閉庁のときもこういうことが町民から出てくると思っていますので、一番心に残って皆がそうやなという処理の仕方をしなければいかんのかな、このように思っています。</p> <p>以上です。</p>
大前委員	<p>95ページにこだわってえらい申しわけないですが、先ほどのちょっと三木市では今までないということで、父子家庭に支給するということになれば、何件ぐらいで何ぼという形の数字を出していただければ、次回によくわかるかと思えます。</p> <p>それと、吉川町の場合も父子が何件あって、今のところこういう何件支援していますということで、次回に挙げていただいたら結構かと思えます。それで、協議の材料にしていいただければと思います。</p>
大垣副部長	<p>それでは、吉川町の方から答えさせていただきます。大垣が答えいたします。</p> <p>吉川町の父子家庭、現在は児童お1人の世帯が2世帯、児童お2人の世帯が3世帯、児童3人の世帯が1世帯の合計6世帯になっております。吉川町の現状は以上でございます。</p>
近藤分科会員	<p>三木市の近藤と申します。</p> <p>父子家庭につきましては、現在制度としてないわけなんですけれども、児童1人、2人、3人等の区分は現在のところは判明はしておりませんけれども、総数で言えば70世帯等になると考えております。</p> <p>以上です。</p>
加古議長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>ちょっと聞いときゃ、宿題の解決になりますね。</p>

小谷事務局長

ほかはないようでしたら、その他の項でございます協議日程につきまして、事務局の方から説明をさせていただきます。

それでは、その他の方に移らせていただきたいと思います。日程とあわせて机上にお配りをさせていただいております新市まちづくり計画、今後住民説明会を開催させていただきますけれども、その資料について若干説明をさせていただきたいと思います。

まず、日程の関係でございますけれども、この後11月8日、月曜日になりますけれども午後1時30分から、会場につきましてもまたこちらの吉川町のセンターを使わせていただきたいと思います。

その後、11月25日、また12月22日の開催を予定いたしております。よろしくお願い申し上げたいと思います。

また、皆さんの机の上に配付をさせていただいております新市まちづくり計画の概要という資料でございますけれども、若干説明をさせていただきます。

この資料につきましては、今後開きます住民説明会の資料でございますけれども、前回の協議会で一応説明をさせていただいたとおりでございます。ただその時にきょう追加説明いたしました財政計画がまだ入っておりませんでした。したがって、きょうの説明を踏まえまして、この財政計画の部分を5ページのところに入れさせていただきます。10年間の見通しということだけでございますけれども、これを入れさせていただきます。

また、本日の協議で合併の期日につきましてご協議をいただき、決定をいただきましたこの認定につきましても、同じ5ページの中ほどでございますけれども、合併の期日として平成17年10月24日ということで、追加記入を改正ということで入れさせていただきます。

この資料につきましては、協議状況分ということにつきましては、前々回の9月2日にさせていただいたものまでをまとめたものでございます。また、前回と本日協議をいただいております項目につい

	<p>ては、別途別の資料、1枚程度にまとめたものを当日説明会の場に配付をさせていただいて、あわせて説明をさせていただく予定にいたしておりますので、ご了承いただきたいと思います。</p> <p>以上、資料につきましては、説明につきましては以上でございます。事務局の方ではこの日程と資料説明をやらせていただきたいと思います。</p> <p>もう一つよろしいでしょうか。ちょっと吉川町さんのご配慮お聞きいたしております、ちょっとお知らせでございますけども。ちょうどこの総合中央活動センターの中で吉川町の墨華フェスティバルがこの日曜日から開催をされる準備がされておるようでございまして、一応会場の準備ができておるということをお聞きをいたしておりますので、委員の皆さん方、お帰りのときに一度ご見学をいただければというふうに、吉川町の方からもお聞きいたしておりますので、お時間がございます方はぜひともご見学をいただければと思っております。</p> <p>以上、事務局の方からお知らせをさせていただきました。</p>
加古議長	<p>以上で、予定いたしております事柄につきましての内容については終わらせていただいたわけですが、本日の合併協議会につきましてはこれでお開きということにさせていただいてよろしゅうございますか。</p> <p>(「はい」の声あり)</p>
加古議長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、今連絡いたしましたように、活動センター大講堂の方で墨華ということで、県下の小中学生、高校生、立派な書画が出ておりますので、時間がございましたら見て帰っていただければとこのように存じます。</p>
岩波副会長	<p>それでは、閉会のごあいさつを岩波町長さん、お願いいたします。</p> <p>どうもありがとうございました。前回に引き続いてここ吉川町の活動センターで第9回の協議会を開催させていただきました。委員</p>

の皆さん、特に三木の委員の皆さん方には遠いところありがとうございました。また、鷲尾顧問さん、それから北播磨県民局の大西局長さん、委員さんとしてご参加をいただきました。厚く御礼を申し上げます。

特に合併の期日につきまして、来年10月24日ということで、協議会でご決定をいただきました。これも一つの協議の大きな節目をクリアしたのではないかな、このように考えます。特に吉川町といたしましては、今後50周年あるいは閉庁に向かってこの日を目標にいろいろと、特に来年1月から議会のご協力をいただいて、予算的にも考慮しながら対応していきたいとこのように考えておるところでございます。

また、合併の説明会が理事さんはこの協議会の後、23日からですが、ですから次回の協議会までに半分ぐらいもう回られるようでございますが、吉川町は次の協議会以降、11月13日からということになります。それぞれ委員さん方には説明会にご参加をいただくこととなりますが、我々といたしましても十分住民にわかりよい説明また理解をしていただきやすい説明をしなければならんと、このように思っております。若干三木と吉川のスタートの時期が違いますので、吉川町は11月8日の協議の内容も含めて説明をさせていただくことになって、若干三木市さんと食い違うかと思いますが、その辺はご理解をいただきたいなと、このように考えます。

今後におきましてあと3回ほど、12月22日まで大体協議会の日が決まりました。ご予約をいただきまして、今後ともご出席いただきご協議をいただきますことをお願い申し上げまして、お礼とさせていただきます。ありがとうございました。

どうもありがとうございました。

閉会 午後4時26分

加古議長